

福岡県公報

平成19年8月8日
第2712号

目次

告示(第1485号—第1493号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	1
市の字の区域及び名称の変更	(地方課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
公 告			
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	7
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	8
収用委員会			
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	11
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	11

告 示

福岡県告示第1485号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 設立支援生き生きネットワーク

(2) 代表者の氏名

井上 伸一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神4丁目1番24号4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各種法人およびその他団体等の設立を支援し、他団体とのネットワーク形成による業務内容の向上を目指す事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1486号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区大字玄界島字寄木199の4、202の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1487号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太宰府市長から太宰府市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

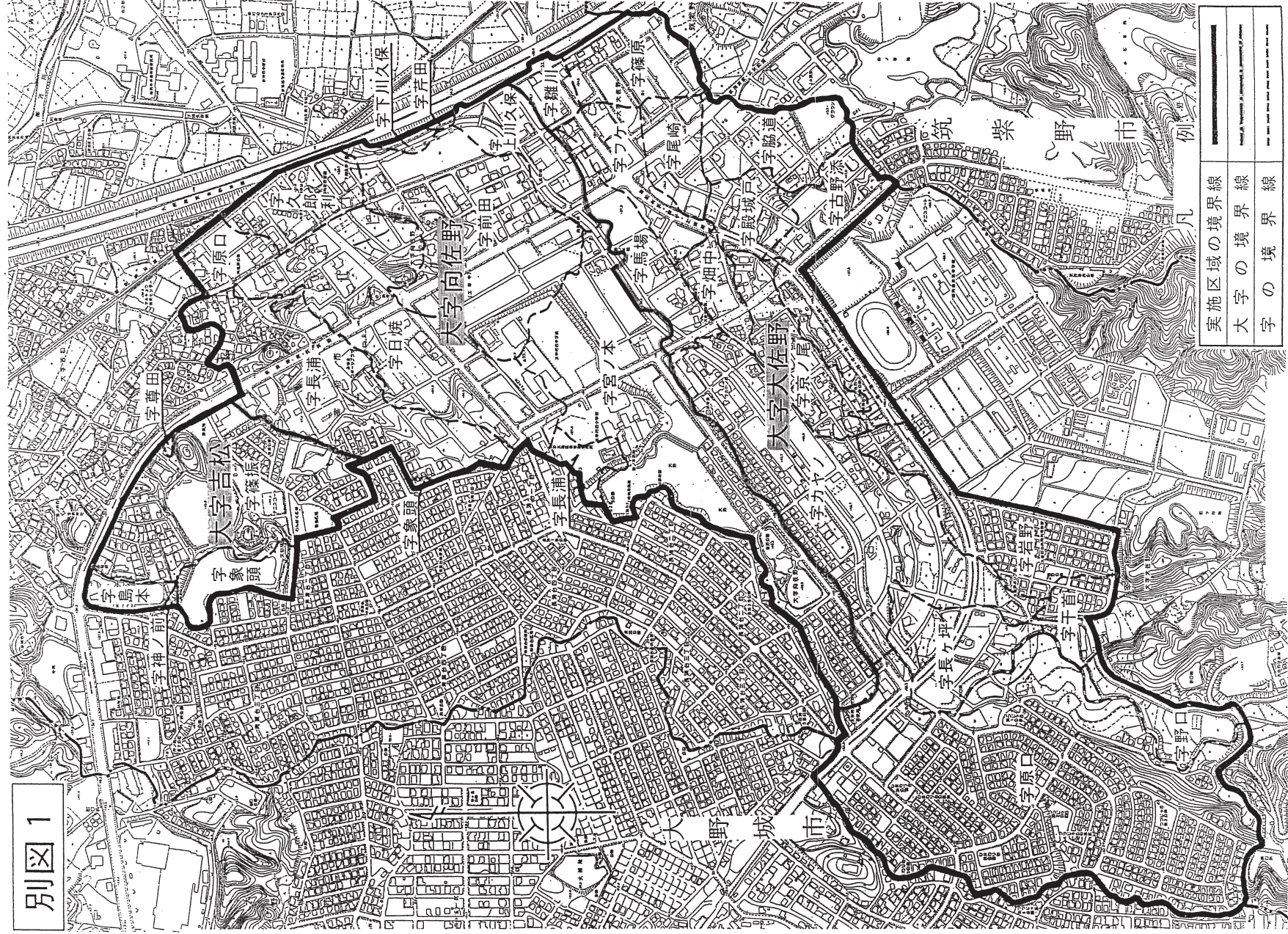
上記処分は、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



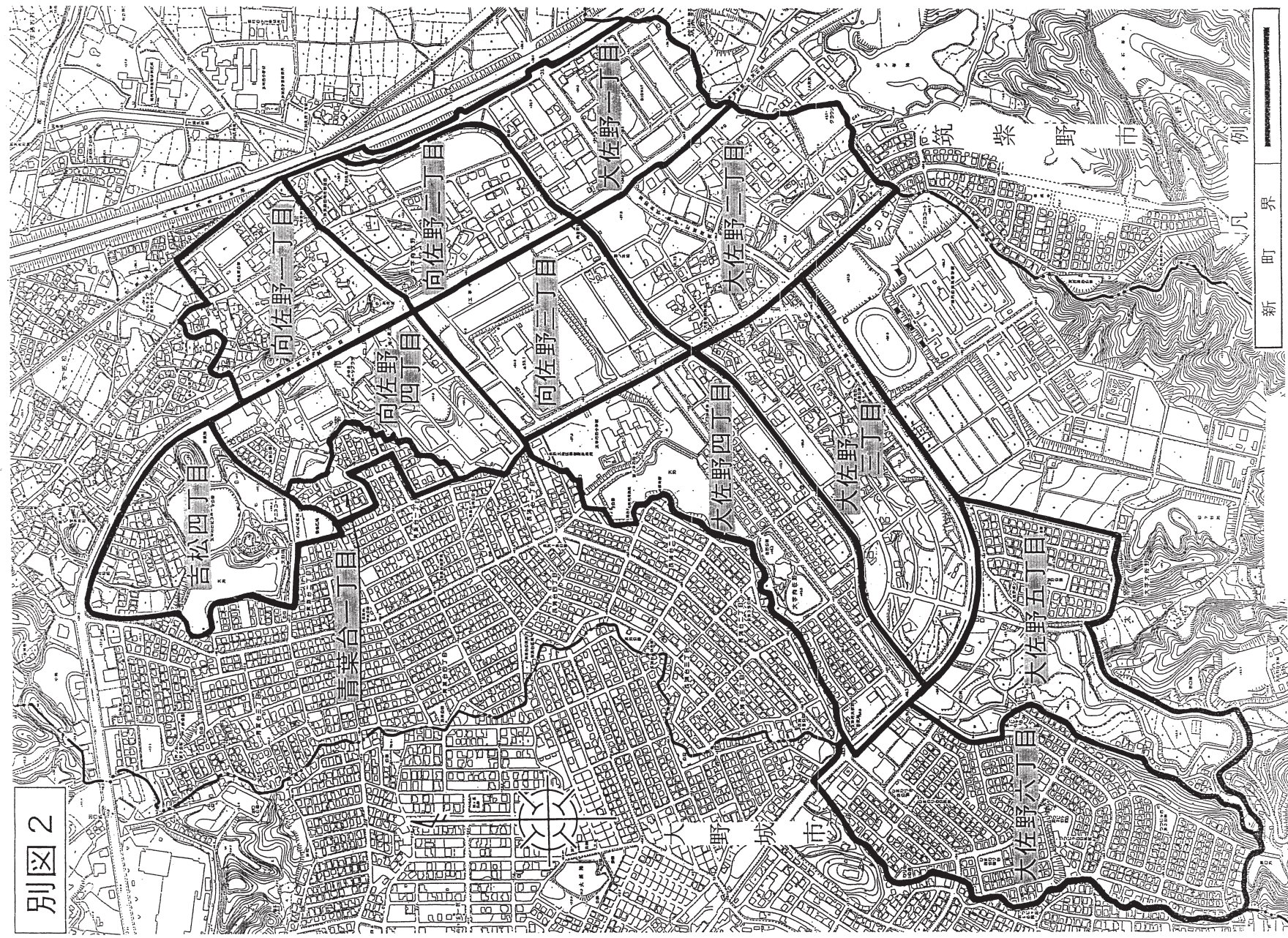
実施区域の境界線

大字の境界線

字の境界線

例

別図2



福岡県告示第1488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字落合2397番28先から 同郡同町大字落合2281番22先まで	3.6 ～ 8.8	1,020.0
			前	同上	10.0 ～ 65.8	1,017.0
			後	同上	11.0 ～ 65.8	1,017.0

福岡県告示第1489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

田 川	八 香 女 春 線	田川郡添田町大字落合2397番28先から 同郡同町大字落合2281番22先まで
-----	-----------	--

福岡県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
柳 川	県 道	宮 本 大 川 線	前	大川市大字酒見938番2 - 2先から 同市大字酒見851番1先まで	5.5 ～ 14.8	207.0	
			後	同上	5.5 ～ 14.8	207.0	
			後	同上	7.0 ～ 35.0	179.0	
柳 川	県 道	鐘ヶ江 酒 見 線 間	前	大川市大字酒見970番5先から 同市大字酒見886番2先まで	5.5 ～ 8.9	209.5	うち県道宮本大川線重用延長90.7メートル
			後	同上	5.5 ～ 8.9	209.5	同上

			後	同上	8.0 ~ 18.8	217.0	うち県道 宮本大川 線重用延 長84.0メ ートル
--	--	--	---	----	------------------	-------	---------------------------------------

福岡県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	富 久 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町本郷2723番8先から 同市瀬高町本郷742番1先まで	11.4 ~ 15.0	68.0
			後	同上	15.3 ~ 21.4	68.0
柳 川	県 道	大 牟 田 高 田 線	前	みやま市高田町下楠田839番1先から 同市高田町原3番6先まで	10.4 ~ 22.4	181.4
			後	同上	10.4 ~ 22.4	181.4
柳 川	県 道	上 楠 田 線	前	みやま市高田町下楠田835番1先から 同市高田町濃施185番1先まで	10.0 ~ 25.0	1,241.5

		濃 施	後	同上	10.0 ~ 23.6	1,241.5
--	--	-----	---	----	-------------------	---------

福岡県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	大 牟 田 高 田 線	みやま市高田町下楠田839番1先から みやま市高田町原3番6先まで
柳 川	上 楠 田 濃 施 線	みやま市高田町下楠田835番1先から みやま市高田町下楠田802番先まで

福岡県告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直方	県道	小竹線	田	前	鞍手郡小竹町大字御徳1137番5先から 同郡同町大字御徳922番1先まで	7.8 ~ 10.0	510.0
				後	同上	11.5 ~ 42.0	

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

施設等実習用機器

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を

契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から平成19年8月24日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ア 大型施盤 五台

イ 小型施盤 五台

ウ フライス盤 一台

エ M I G溶接機 四台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

M I G溶接機 平成19年9月28日（金）

その他 平成19年11月30日（金）

(4) 納入場所

北九州市小倉北区白萩町6-1

福岡県立小倉工業高校ほか三校

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年9月3日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	08	工事製造機器	AA
05	11	諸機器	AA
12	02	雑品	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの機能証明書を、平成19年8月27日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年8月8日（水）から平成19年8月24日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成19年9月3日（月）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成19年9月4日(火) 午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(の税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Contract matter

Large-sized Lathe : 5 set

Small-sized Lathe : 5 set

Fraise : 1 set

wolding Machine : 4 set

(2) Time Limit of Tender

5:00 P M on September 3, 2007

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department,

Fukuoka Prefectural Office, 7-7,

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年8月8日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 事業の種類

九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県久留米市三潴町西牟田字平野	6157番1	宅地	439.19（411.19）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積19.49平方メートル、使用しようとする土地の面積66.47平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した

土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

吉山 一成

福岡県筑後市大字一条389番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社西日本シティ銀行

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年7月27日

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年8月8日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 事業の種類

九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県久留米市三潴町西牟田字平野	6157番4	宅地	459.98（460.52）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積8.29平方メートル、使用しようとする土地の面積8.43平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
角 節夫
福岡県筑後市大字羽犬塚339番地 1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
福岡八女農業協同組合
福岡県八女市本村420番地の 1
抵当権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成19年 7月27日

